

県内各サービス付き高齢者向け住宅 登録事業者 様

埼玉県都市整備部住宅課長 中村 克（公印省略）

「埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務取扱要領」及び「埼玉県サービス付き高齢者向け住宅運営の手引」の改正について（通知）

県の住宅行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」といいます。）及び高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示（以下「改正告示」といいます。）」の施行等に伴い、下記のとおり「埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務取扱要領」及び「埼玉県サービス付き高齢者向け住宅運営の手引」を改正いたしますので通知します。

#### 記

#### 1 埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務取扱要領の改正概要

(1) 第4条の2中第2項を第3項とし、次の1項を加える。

「2 前条第1項及び第2項、前項第2号並びに共同省令第7条第1号から第5号までに掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。」

(2) 様式第21号（重要事項説明書）に次の内容を加える。

- ①水道光熱費の支払い方法
- ②保健医療サービスを提供する場合にあっては、当該サービスを提供する体制に関する事項
- ③運営方針
- ④生活相談サービスの提供内容、緊急時対応の内容
- ⑤利用者の状態に合わせた食事対応の有無、各居室への配食対応の有無

※ 詳細は新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和4年9月1日

ただし、施行期日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新登録を含む。以下このただし書において同じ。）の申請であって、施行期日時点において、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分及び現に提出されている登録申請書の様式については、なお従前の例による。

## 2 埼玉県サービス付き高齢者向け住宅運営の手引の改正概要

- (1) 運営に係る留意事項のうち、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供について、有資格者等が常駐しないことが可能となる場合の基準（入居者の健康状態その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がない場合で、かつ、有資格者等が常駐しないことについて、あらかじめ入居者の同意を得た場合に限る。）を加える。

※ 詳細は新旧対照表のとおり

### (2) 施行期日

令和4年9月1日

#### <参考：改正省令の概要>

##### 1 改正の趣旨

- (1) 登録の更新に係る添付書類の省略
- (2) 状況把握サービス及び生活相談サービスの基準の柔軟な取扱い

##### 2 施行期日

令和4年9月1日

##### 3 経過措置

改正省令の施行の日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新登録を含む。以下この項において同じ。）の申請であって、改正省令の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分及び改正省令施行の際現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。

#### <参考：改正告示の概要>

##### 1 改正の趣旨

登録段階での情報開示の充実

##### 2 適用期日

令和4年9月1日

担当：総務・民間住宅担当

電話：048-830-5562

電子メール：[a5550-05@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5550-05@pref.saitama.lg.jp)